

茨城県サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第19条の2第1項に基づき、県内に設置されているサービス付き高齢者向け住宅に関する目的外使用の実施について、必要な事項を定めるものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2に規定する事務処理特例制度により、サービス付き高齢者向け住宅の登録及び指導監督事務の移譲を受けた市町村及び同法第252条の22第1項の中核市に立地するサービス付き高齢者向け住宅には適用しない。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、規則及び省令に定めるところによるものとする。

(目的外使用の申請)

第3条 法第19条の2第1項に基づき、目的外使用の承認を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、すみやかに国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。）第23条に規定する申請書及び次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで作成するシステム独自項目変更届出書
- (2) 目的外使用承認申請に係る報告書及び誓約書（様式第1号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書及び添付書類の提出は、電子メールによるものとする。ただし、やむを得ない事情により当該方法によることができない場合は、郵送で提出することができるものとする。郵送の場合の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(申請の審査)

第4条 申請の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (3) 提出書類に記載された内容が法第19条の2第1項及び第3項に規定する基準に適合していること。
- (4) 提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

(承認通知)

第5条 知事は、法第19条の2第1項の規定により承認を行ったときは、様式第2号により、申請者に通知するものとする。

2 法第19条の2第2項の市町村の長への通知は、様式第4号によるものとする。

(承認できない旨の通知)

第6条 知事は、法第19条の2第1項及び第3項の規定に該当しないと認める場合においては、様式第3号によりその理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請予定者は、承認前に申請を取り下げる場合においては、様式第5号によりその旨を知事に提出するものとする。

(目的外使用期間の終了)

第8条 第5条の規定により承認を受けた者は、目的外使用の期間が終了した場合には、すみやかに次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで作成するシステム独自項目変更届出書

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の名称又は氏名

代表者氏名

目的外使用承認申請に係る報告書及び誓約書

目的外使用の申請にあたり、下記のとおり報告します。

この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 目的外使用を行おうとする住宅

登 録 番 号	
名 称	
所 在 地	(郵便番号)

2 目的外使用を開始しようとする年月日

開 始 予 定 日	年 月 日
-----------	-------

3 目的外使用をする住戸の空室期間・契約期間

空 室 期 間	☐ 入居者を確保することができない期間は、3か月以上である。
契 約 期 間	☐ 目的外使用の定期建物賃貸借の契約期間は、5年以内である。

4 目的外使用する住戸の入居者

入 居 者 の 属 性	☐ 目的外使用する居室の入居者は、以下の住宅確保要配慮者である。
-------------	---

	法及び省令で定める者	茨城県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画で定める者
住宅確保要配慮者の範囲	・ 低額所得者 ・ 被災者（発災後３年以内） ・ 高齢者 ・ 障害者 ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ その他の障害者 ・ 子どもを養育している者 ・ 外国人 ・ 中国残留邦人 ・ 児童虐待を受けた者 ・ ハンセン病療養所入所者 ・ DV被害者 ・ 北朝鮮拉致被害者 ・ 犯罪被害者 ・ 保護観察対象者 ・ 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者 ・ 困難な問題を抱える女性 ・ 生活困窮者 ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者	・ 海外からの引揚者 ・ 新婚世帯 ・ 原子爆弾被爆者 ・ 戦傷病者 ・ 児童養護施設退所者 ・ L G B Tをはじめとする性的マイノリティ ・ U I J ターンによる転入者 ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 ・ 妊婦のいる世帯

5 転貸者（転貸する場合のみ記載）

法人等の別	☐ 居住サポート住宅の認定事業者 ☐ 住宅確保要配慮者居住支援法人 ☐ 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人 ☐ 上記以外の法人等 ※該当するものを選択すること。	
法人の名称	(ふりがな)	
主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話番号)	
問合せ先	電話番号	
	メールアドレス	
要配慮者援助の実績	業 務 内 容	
	業 務 期 間	

6 添付書類

- ・ 3 か月分の入居者一覧表
- ・ 定期建物賃貸借契約書

様式第2号（第19条の2関係）

第 号
年 月 日

申請者 殿

茨城県知事
(公印省略)

承認通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅の目的外使用について、
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第19条の2第1項の
規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認年月日 年 月 日
2. 登録番号
3. 登録住宅名
4. 登録内容 住戸番号
定期建物賃貸借の契約期間

第 号
年 月 日

申請者 殿

茨城県知事
(公印省略)

承認できない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅の目的外使用について、下記の理由により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第19条の2第1項による承認ができませんので通知します。

記

理由

申請に係る住戸が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第19条の2第 項に掲げる基準に適合しないため。

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第19条の2第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事
（公印省略）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録の目的外使用に係る承認通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第19条の2第1項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の目的外使用の承認をおこなったので、同法同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 承認年月日 年 月 日
2. 登録番号
3. 登録住宅名
4. 登録内容 住戸番号
定期建物賃貸借の契約期間

様式第 5 号（第 19 条の 2 関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の名称又は氏名

代表者氏名

目的外使用に係る申請取下届

以下の申請を取り下げたいので、茨城県サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用に係る事務取扱要綱第 9 条の規定により届け出ます。

申請受付年月日	
申請住宅の名称	
申請住宅の所在地	
取下げの理由	